○統合グループウエア利用規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人名古屋電気学園（以下「学園」という。）における教職員相互の情報の共有化により、ペーパレス化、事務の効率化、コミュニケーションの円滑化等を図るためのグループウエアの管理運営及び利用に関する事項を定める。

（利用有資格者）

第２条　グループウエアを利用できる者は次の各号の一つに該当する者とする。

⑴　就業規則第２条に定める教員、事務職員、特別任用職員、嘱託職員

⑵　⑴に該当しない雇用員のうち上司が職務上グループウエアの利用が必要と認めた者

⑶　その他、学園及び各設置校の長が必要と認めた者

（グループウエアの管理）

第３条　グループウエアの管理は次の各号の通り行う。

⑴　情報システム室長はグループウエアの維持管理を統括する

⑵　情報システム室はシステム基盤の維持管理を行う

（グループウエアの運用）

第４条　グループウエアの運用は次の通り行う。

⑴　円滑な運用のための学園内の調整

⑵　利用状況の把握

⑶　運用方法やメニュー等の検討

⑷　利用者からの意見・要望のとりまとめ

⑸　評価・提案

（禁止事項）

第５条　グループウエアの利用者は次の各号の行為を行ってはならない。

⑴　学園の機密事項を漏洩すること

⑵　個人情報を漏洩すること

⑶　営利またはそれに準ずる目的で使用すること

⑷　公序良俗または法令に違反すること

⑸　著作権または特許権等を侵害すること

⑹　他人を誹謗中傷したり、他人に不利益を与えること

⑺　グループウエアの運営・維持・管理に支障を与えること

⑻　その他前各号に準ずる行為

（調査）

第６条　第５条に定める禁止事項を行ったとみなされた場合は、情報システム室長はこれを調査するとともに、その間その利用を停止することがある。

（処罰）

第７条　第５条に定める禁止事項を行った場合は､学園就業規則に基づく懲戒処分を適用することがある。

附　則

この規程は、平成17年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。